

3歳児～5歳児の

保育所・保育園用

給食費徴収の考え方が変わります

○ 令和元年(2019年)10月から、3歳児～5歳児の**保育料が無償化**されるため、保育料を市町村にお支払いいただく必要がなくなります。

○ **保育施設の給食の材料にかかる費用（給食費）は**、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。

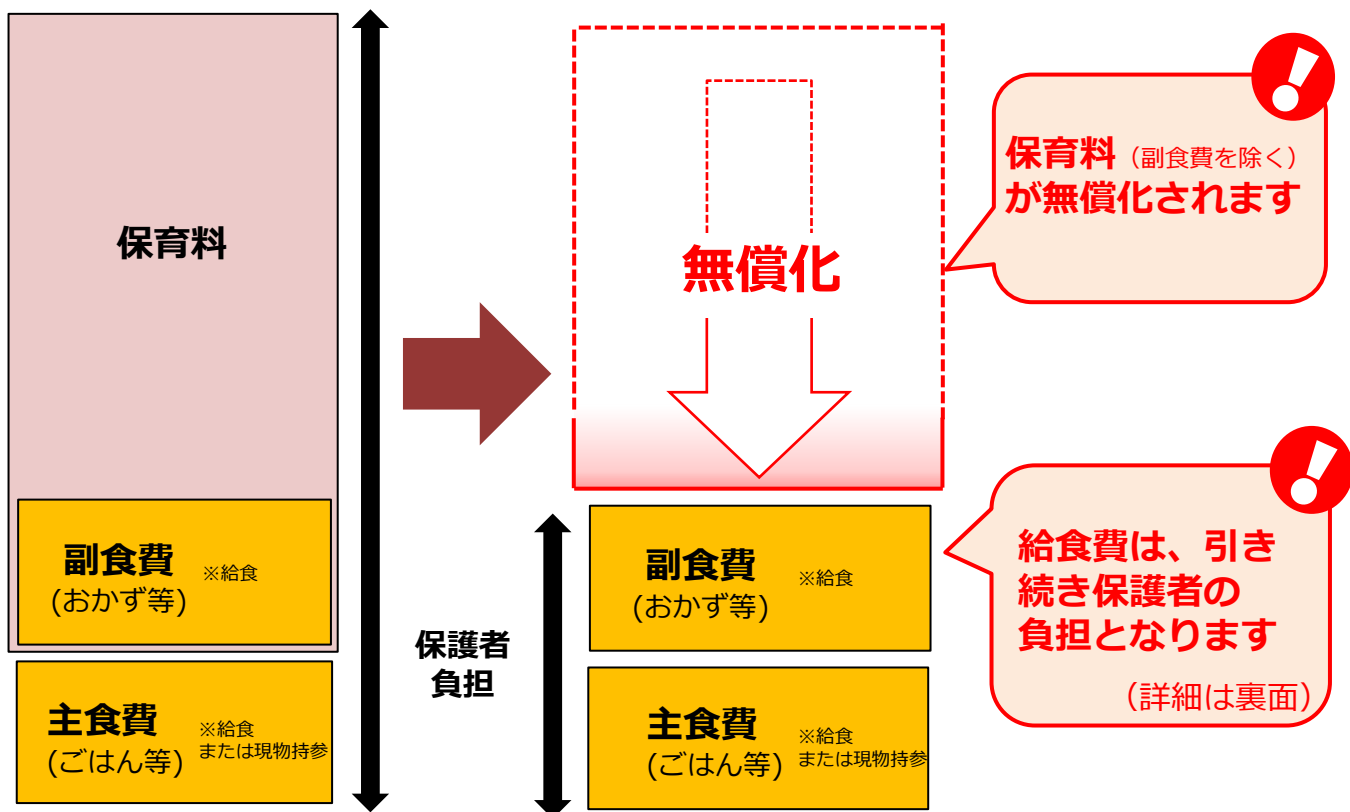
このため、国の考え方の整理として「保育所等を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則」とされましたので、**無償化後も引き続き、保護者の負担となります。**

(詳細は裏面をご覧ください)

～これまで～

～無償化後～

(令和元年(2019年)10月以降)

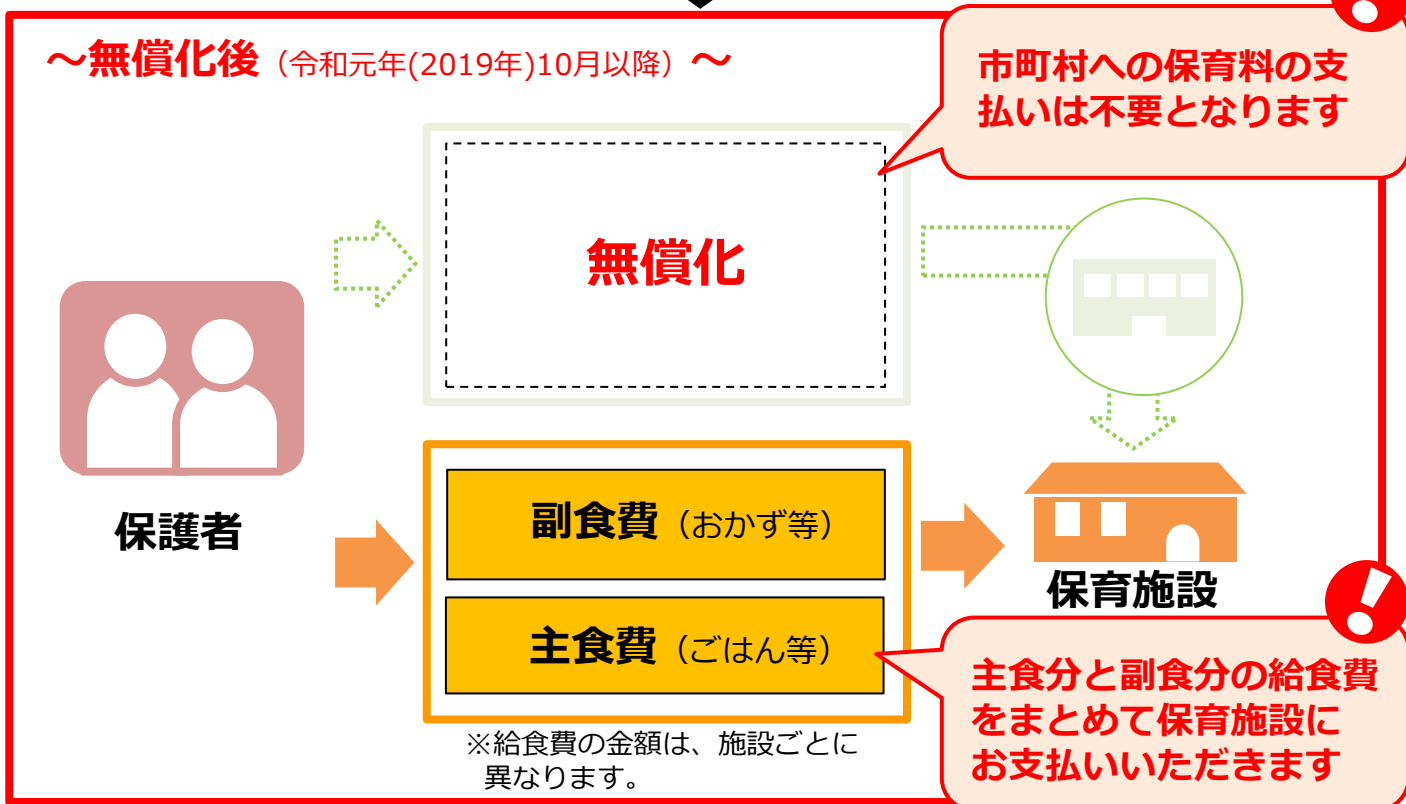
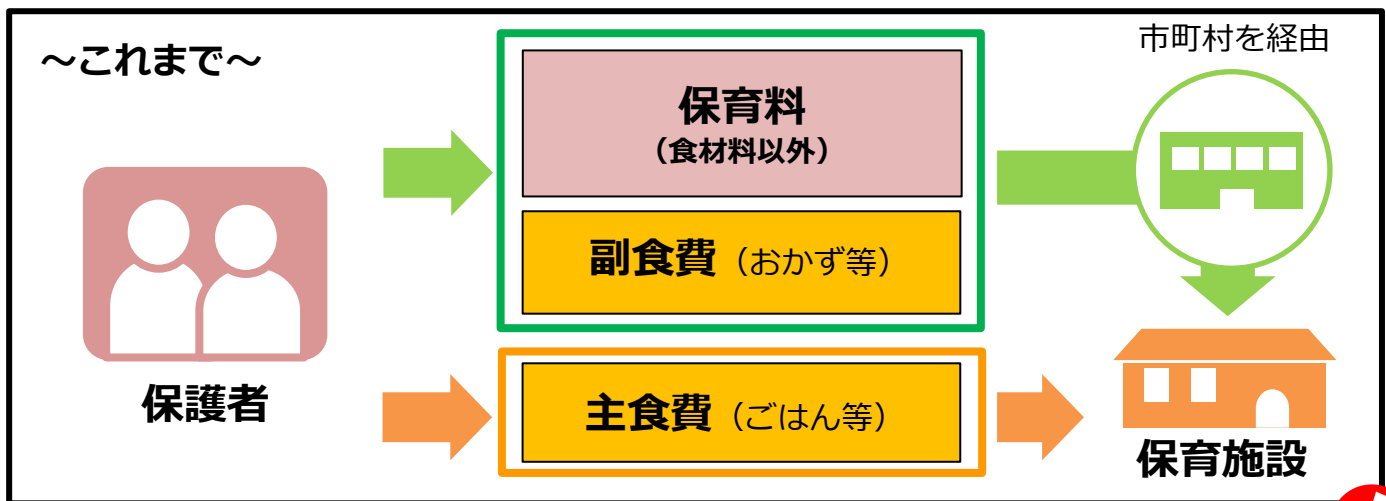


○ 現在、3歳児～5歳児の給食費分は、次のとおり保育施設にお支払いいただいております。

- ・「主食（ごはん等）分」 → 直接（公立保育所は市に）
- ・「副食（おかず等）分」 → （保育料の一部として）市町村を通じて

○ 今般、幼児教育・保育は無償化されますが、国の考え方の整理で、給食費については「引き続き保護者に負担いただくことが原則」とされました。

このため、**令和元年(2019年)10月以降は、主食分と副食分の給食費をまとめて保育施設に（公立保育所は市に）お支払いいただくこととなります。**



※この資料は、国から提供された資料をもとに越谷市で編集して作成しました。

越谷市子ども家庭部子ども育成課
電話 048-963-9167(直通)